

和歌山県 介護事業所等に対するサービス継続支援事業 Q&A

No.	区分	質問内容	回答
1	事業概要	補助金のスケジュールについて。	令和8年5月時点では下記のとおり予定しています。 交付申請：令和8年6月30日まで 交付決定：令和8年5月以降、順次 事業実施：交付決定を受けてから令和8年11月30日まで 実績報告：令和8年8月受付開始、令和8年12月中旬締切を予定。 ※事業完了後30日以内若しくは提出締切日のいずれか早い日までに提出してください。なお、報告受付開始までに事業を完了し30日を経過している場合は、報告受付開始後15日以内に報告してください。 額の確定：実績報告審査後、順次。 請求書の提出：額の確定後、速やかに。 補助金の支払：請求書受付後、順次。
2	事業概要	申請単位について。	法人ごとに申請してください。（事業所単位は不可）
3	事業概要	申請方法について。	和歌山県長寿社会課HPより必要様式をダウンロードし、申請書等を作成後、メールまたは郵送で「和歌山県介護事業所等に対するサービス継続支援事業補助金事務局」あて申請してください。※メール推奨
4	事業概要	来年度もこの補助事業は実施されるか。	予定はありません。
5	対象事業所	定員数の基準は。	令和7年4月1日時点の定員とします。 ただし、申請時点で増減がある場合は、申請時点の定員としてください。
6	対象事業所	通所介護及び訪問介護の事業所規模はどの期間で判断するか。	令和7年4月サービス提供分～9月サービス提供分（6か月間）の平均値とします。 ただし、基準日以降に開設した訪問介護や通所介護の事業実績（訪問回数や利用延べ人数）は、事業開設後から申請時までのサービス提供分の平均値とします。 ※少数点以下四捨五入 ※対象期間にサービス提供がない月が存在する場合は、該当月を除く ※県保有データと申請情報が異なる場合、審査の過程で確認する事があります。
7	対象事業所	和歌山県内の事業所が対象か。市町村より介護保険法上の指定を受けている事業所の申請先は。	和歌山県内に所在する、交付要綱に定められた補助対象事業所・施設が対象です。地域密着型サービス等の市町村指定サービスについても和歌山県への申請となります。
8	対象事業所	介護予防サービスは補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれません。
9	対象事業所	介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所は補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれません。
10	対象事業所	介護保険法による医療系サービスのみなし指定の事業所は、補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれます。 ただし、令和7年9月以降から申請時点までに介護サービスの提供実績がない事業所は補助対象外となります。
11	対象事業所	基準該当サービス事業所や離島等相当サービス事業所について、補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれます。
12	対象事業所	介護事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受けている場合、共生型障害福祉サービスの利用者は、訪問介護の延べ訪問回数、通所介護の延べ利用者数の算定に含まれるか。	算定に含まれません。
13	対象事業所	障害福祉サービス事業所が共生型介護保険サービスの指定を受けている場合、補助対象に含まれるか。含まれる場合の補助上限は。	補助対象に含まれます。1事業所あたり20万円が上限となります。

No.	区分	質問内容	回答
14	対象事業所	公設の介護事業所等は、補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれます。
15	対象事業所	空床型の短期入所生活介護を実施している場合、当該利用者数について補助対象に算定出来るのか。	本体施設に対して定員数に応じた補助が行われることから、空床型の短期入所生活介護事業所について空床利用の利用者分は補助対象となりません。 なお、認知症対応型共同介護等で短期入所利用を実施している場合も、元の事業所を補助対象としていることから、短期利用者分について別途補助対象とすることは出来ません。
16	対象事業所	併設型の短期入所生活介護を実施している場合の取扱いについて。	併設型の短期入所生活介護は本体施設とは別事業所扱いで申請してください。 例) 介護老人福祉施設80名、短期入所生活介護20名の定員の場合、それぞれ申請が必要です。(介護老人福祉施設100名としての申請は不可)
17	対象事業所	例えば同一事業者が同じ事業所所在地で、訪問介護事業と通所介護事業を実施している場合、それぞれが補助対象になるということでしょうか。	お見込みのとおり、指定サービス毎にそれぞれ補助対象となります。
18	対象事業所	特定施設入居者生活介護の指定を受けている養護老人ホーム・軽費老人ホームのサービス種別はどちらを選択するのか。	養護老人ホーム・軽費老人ホームを選択してください。 (基準単価は「6千円×定員」となります。)
19	対象事業所	休止している事業所・施設等は補助対象にならないのか。	交付申請時点で再開している場合に限り、補助対象とします。
20	対象事業所	同じ施設・事業所が、複数回補助を受けることはできるか。	補助金を受けることができるのは1回限りです。
21	補助対象経費	いつからいつまでの期間の経費が補助金の対象となるか。	交付決定日～令和8年11月30日までに納品及び支払が完了した経費となります。
22	補助対象経費	補助対象経費について。	本補助金については、介護サービスを円滑に継続することや災害への備えなどに必要な物品の購入経費に充当することを可能としており、詳細は和歌山県交付要綱別表1における「対象経費」をご参照ください。 ただし、本補助金は、物品の購入にかかる費用について補助対象としているため、事業所における研修等の実施費用、外部事業者への委託経費、設備等の設置工事費用、建物等の修繕費用などは対象経費として認められません。 また、取得費用が50万円以上など財産処分制限の対象となる備品等の購入費の一部に充当することなども、対象経費として認められません。(30万円の冷房設備を2つ購入する等により所要額が50万円を超える事は問題ありません。)
23	補助対象経費	サービス種別毎に補助対象経費は異なるか。	事業の趣旨目的に反しないものであれば、和歌山県要綱別表1の(1)、(2)における経費の中で、施設や事業所の実情に応じて必要な物品の購入経費に充当することが可能です。
24	補助対象経費	補助上限額はいくらか。	和歌山県要綱別表2を参照してください。 なお、(1)と(2)の費用はどちらも補助対象になりますが、両方を合計した額が基準単価を超えない範囲でのみ補助が可能です。
25	補助対象経費	災害備蓄等の購入費について、ローリングストックの費用も対象となるか。	ローリングストックの初期費用が対象になります。
26	補助対象経費	ローリングストックの初期費用が対象とあるが、ローリングストック用の消耗品等の備蓄物資を、平時に使用した分や消費期限切れにより廃棄した分に補充する場合は補助対象外ということか。	お見込みのとおりです。
27	補助対象経費	ローリングストックの初期費用が対象とあるが、消耗品等について使用後に補充することを前提にすれば、補助金等で購入した物品について平時に使用してもよいということか。	お見込みのとおりです。

No.	区分	質問内容	回答
28	補助対象経費	ローリングストックの初期費用が対象とあるが、現備蓄物資では災害時に不足することが考えられるため、追加で物資を購入する場合は対象か。 例えば、食料品のみ備蓄していたが飲料水も新たに備蓄する場合、100食分では不足すると考え追加で50食分新たにストックする場合などは対象か。	補助対象となります。
29	補助対象経費	取得費用が50万円以上など、財産処分制限の対象となる備品等の購入を認めない理由は。	本補助金は、介護サービスを円滑に継続するための支援が目的であり、資産形成の支援を目的とした事業ではないことから、単品で取得費用が50万円以上となる物品等は補助対象外としています。
30	補助対象経費	単品で取得費用が50万円以上は補助対象外とあるが、消費税を含んだ金額か。	取得価額は採用している経理方式によって異なりますが、本事業については消費税を含めた価格とします。
31	補助対象経費	ICT機器や介護ロボットは対象か。	補助金の趣旨にそぐわないため対象外です。
32	補助対象経費	ノートPCやボイスレコーダーは対象か。	補助金の趣旨にそぐわないため対象外です。
33	補助対象経費	職員の負担軽減・職場環境改善に必要な経費とはなにか。	猛暑等の気候変動の影響を受ける中で職員が快適にサービス提供を行うことを目的とし、冷暖房機器等を使用したときの光熱水費等を想定しております。
34	補助対象経費	燃料費とは、送迎や訪問等の際にかかるガソリン代が対象ということか。	お見込みのとおりです。 ただし、職員に対して支払っている賃金台帳を根拠とした移動手当等ではなくガソリンの購入経費が対象となりますので、実績報告時にはガソリン給油時のレシートや給油カードの明細等が必要です。
35	補助対象経費	光熱水費には電気代も含まれるのか。	お見込みのとおりです。
36	補助対象経費	計画していた物品の納品ができなくなった場合、計画時と異なる物品を購入することは可能か。	補助事業の趣旨にあった経費であれば可能です。ただし、補助事業の内容（軽微な変更を除く）場合は、変更交付申請が必要です。
37	補助対象経費	軽微な変更とは、例えば何か。	計画していた物品と購入する物品が同等品であり、金額に変更がない場合等を言います。
38	補助対象経費	消費税及び地方消費税は補助対象となるのか。	補助対象外となります。したがって、本補助金に関する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書は不要となります。
39	交付申請	金額の積算根拠が確認できる書類とは何か。	備品の購入であれば、見積書や金額の載ったカタログ等を添付してください。 燃料費や光熱水費については、直近や1年前の同時期の3か月分の請求書等を添付し、概算した金額を申請書に記載してください。
40	交付申請	燃料費や光熱水費について、購入実績が無い場合、添付資料はどうすればよいか。	概算で積算してください。この場合、添付書類は不要ですが、申請書別記第1号様式の2（個票）の「数量・用途等」欄へ購入実績がない旨記載してください。
41	交付申請	複数の口座に分けて入金してもらうことはできるか。	1つの申請で指定できる入金口座は1口座のみです。また、事業所の口座ではなく、法人の口座をご記入ください。
42	実績報告	支払いを証明する書類等は必要か。	実績報告において「支払った日・支払内容・金額・支払先」が確認できる領収書等の提出が必要です。（領収書等は返却しないため、原本ではなく写しの提出を求めます。）

No.	区分	質問内容	回答
43	入金について	補助金が振り込まれる時期はいつ頃か。	補助金の支払は、額の確定後請求書を提出いただいた後になります。 実績報告書提出日によりますが、実績報告が早ければ令和8年10月頃から順次支給予定です。 実績報告書の審査完了までに時間を要した場合は支給が遅くなる場合があります。